

German Newsletter

Japan Business Services

ドイツ 最新情報

概要

I.	Eバランスシート(E-Bilanz)	1
II.	税制改正	2
III.	移転価格税制	2
IV.	法人税	4
V.	組織再編税法	5
VI.	VAT	6
VII.	個人所得税/賃金税	9
VIII.	連帯付加税	10
IX.	税務会計	10
X.	不動産取得税	11
XI.	租税条約	11

I. Eバランスシート(German Newsletter Issue 3 – July 2011の続報) – 連邦財務省によるパイロットフェーズの評価報告

(eNewsletter Tax vom 11. + 18. August 2011)

連邦財務省は、2011年7月1日に公表された適用通達草案修正版に続いて、2011年8月11日にパイロットフェーズの評価に関する報告書を公表しています。連邦財務省の見解によれば、パイロットフェーズは、貸借対照表及び損益計算書の電子的方法による提出が、Taxonomy(勘定科目体系)として設定された形式によって可能であり、(2012年度についての容認規定を勘案すれば)納税者に要請できることを示しています。このことは、企業によって、Eバランスシートに関わる技術上及びプロセス上の適用条件を満たすために時間的猶予が必要な場合も同様とされます。パイロットフェーズを受けて、連邦財務省はEバランスシートTaxonomyの修正を予定しています。予定されるのは、13の必須記入欄の削除ならびに30の新規補助科目及び54の任意記入科目の導入です。

2011年8月16日に連邦財務省は、企業及び団体の代表者に対し、このパイロットフェーズの評価結果について説明を行うとともに、既に公表された評価報告書に盛り込まれていない点についても取り上げています。この中で、適用通達、適用開始規定及びTaxonomyの大幅な変更は見込めないことが明確になっています。連邦財務省は一方で実務面からの提案を考慮する方向にあります。この点において、当局は導入初期段階における実務に即した取り扱いを容認する方向を示しています。多くの企業が期待したEバランスシートの導入時期の再延期はこの説明会において否定され、貸借対照表及び損益計算書の電子的方法による送信のための環境条件を速やかに整備する以外に方法はなくなりました。税務当局は、2012年5月以降Eバランスシートを受信することが可能になる見込みです。最終的なTaxonomy及び適用通達は2011年9月末に公表される見込みです。

II. 税制改正

税制簡素化法 (German Newsletter Issue 3 – July 2011 の続報) –
(National Tax Office – Gesetzgebung+eNewsletter TAX vom
22.09.2011)

2011年6月9日に連邦議会を通過した税制簡素化法は、連邦参議院の同意を得ることができませんでした。連邦参議院は法案否決にあたり、連邦政府に対し身体障害者に適用される一括控除額の引き上げを追加することを求めています。更に、連邦参議院財務委員会は、2年毎の所得税確定申告書の提出の可能性の削除等、両院協議会の対象となりうる項目について各州の意見を取りまとめています。

連邦参議院による否決を受け、税制簡素化法を協議するため9月21日に招集された両院協議会で連邦と各州は合意に達することができました。これにより、当初予定されていた2年毎の個人所得税確定申告は法案から削除されました。これ以外の税制簡素化法に盛り込まれた改正点は予定通り立法化されます。したがって、電子的方法による請求書の発行に関する簡便化は、2011年7月1日以降行われた売上取引から遡及して、適用される公算が高いと思われます。また、連邦参議院の財政委員会により批判された、ルーリング取得手数料に関わる無償限度額の導入は法案に含まれます。

法案成立に必要な連邦議会及び連邦参議院の同意は2011年9月23日に得られています。税制簡素化法は連邦大統領による署名及び官報公布を受け、原則的に2012年1月1日に発効します。

III. 移転価格税制

OECD モデル租税条約第7条及びコメンタリー の改正
(Transfer Pricing Newsletter, Ausgabe 09 / Mai 2011)

2010年7月22日にOECDはOECDモデル租税条約改正第7条及び第7条に関するコメンタリーを公表しました。同時にOECDは「2010年恒久的施設への利益の帰属に関するレポート(2010年OECD恒久的施設レポート)」最新版を公表しました。OECDモデル租税条約第7条は本店と恒久的施設との間の利益配分を規定しています。以下、先ず、従来のOECDモデル協約第7条に対する主な変更点について概要を、次に改正第7条の内容をお知らせします。

▶ 主な変更点

本店と恒久的施設との間での利益の配分は独立企業原則に基づきます。独立企業原則によると恒久的施設は別個のかつ分離した企業として取り扱われます(「機能的分離企業アプローチ-functionally separate entity」)。OECDモデル租税条約第7条の改正により、従来の第7条第4項(間接的な恒久的施設利益計算の可能性)及び第6項(一度適用された帰属方法の継続)の削除により、これまで容認されていた間接的な利益配分を認めないとする決定がなされています。さらに従来のOECDモデル条約に規定されていた第7条第3項(恒久的施設

設のために発生した費用の損金算入)及び第5項(恒久的施設の購買活動に関する特例)が削除されています。

▶ 改正第7条の内容

OECDモデル租税条約改正第7条は4項から構成されますが、各項の概要は以下の通りとなります。

第7条第1項では引き続き租税条約締結国間における事業所得に対する課税権の帰属の決定の原則が定められています。第1項の改正により、従来の条文に比較して、第7条第2項への依拠が明確にされています。

第7条第2項は、本店と恒久的施設との間の二段階の手順を経た利得配分を規定しています。まず第一段階として恒久的施設の機能及びリスクプロファイルが「機能的分離企業アプローチ」の前提に基づき認識されます。本店と恒久的施設との間の利得配分のための第一段階における中心的な要素は、それぞれの事業単位において、人員(従業員及び役員)によって遂行される重要な人的機能 („significant people functions“)を認識することにあります。この重要な人的機能を考慮した上で企業全体の資産及びリスクが事業単位(本店及び恒久的施設)に配分されるべきとされます。OECDの見解によると、認識された恒久的施設の機能及びリスクプロファイルはその資本(「無償資本“free capital“」)についても決定要因となります。恒久的施設には、恒久的施設に配分される機能、リスク及び資産をファイナンスするために必要な無償資本(運転資本)が帰属されるべきです。無償資本の帰属に関する拘束的な方法はありません。しかしながら一度適用された方法は継続されるべきです。第二段階として本店と恒久的施設との間の取引(“dealings“)は独立企業原則に則って対価が決定されるべきです。独立企業原則に則った移転価格を算定するために、OECD移転価格ガイドラインに準拠した比較可能分析が行われるべきです。

第7条第3項は、調整メカニズムによる二重課税の回避を規定しています。この調整メカニズムは、他方の締結国が独立企業原則を考慮した結果、課税すべき利得を引き上げる限りにおいて、一方の締結国に対して租税の軽減を行うことを義務付けています。独立企業原則の解釈の相違により反対調整を義務付けられた締結国が調整を拒否する場合、この見解の相違についてはOECDモデル租税条約第25条第1項または第5項による相互協議または仲裁手続きにより解決が図られるべきとされます。

▶ 今後の展望

OECDモデル租税条約改正第7条及び2010年OECD恒久的施設レポートは、租税条約の解釈及びOECD加盟国の国内法に影響を与えますが、これは、恒久的施設と本店との間の利得配分のみに関連するものではありません。「機能的分離企業アプローチ」の適用ならびに利得配分の基準となる「重要な人的機能」は、関係会社間における典型的な移転価格問題の解決にも考慮されるメカニズムといえます。経済的な側面における資産の帰属及び人員の意思決定権を基準とした利得配分が、その一例として挙げられます。

IV. 法人税

会社再建留保規定: EU委員会による決定の公表 (German News-letter Issue 2 – April 2011 の続報)

(eNewsletter Tax vom 15. September 2011)

EU委員会は2011年1月26日のプレスリリースにおいてドイツ法人税法第8c条第1a項の会社再建留保条項がEU法に抵触する公的助成金に相当するとの決定を通知していましたが、2011年9月10日にこの委員会決定がEU公報(L-235/26)で公表されました。この決定の公表を以って、委員会決定の対象となるすべての企業に適用される、決定に対する訴訟の提訴期限が開始されます。欧州裁判所への無効訴訟の提訴期限は2011年12月5日となります。

国外子会社の欠損金の控除

(German Tax Quarterly 1/11 page 10)

1. 背景

2010年6月9日に下された判決の中でドイツ連邦財政裁判所は、他のEU加盟国に保有する恒久的施設で発生した欠損金について、租税条約による所得免除に関わらず、ドイツ本店がドイツで損失控除することができる時期及び条件について見解を示しました(詳細についてはGerman Newsletter Issue 1 – January 2011をご参照ください)。連邦財政裁判所は、これに続いて2010年11月9日の判決の中で、他のEU加盟国に所在する子会社の欠損金の控除時期についてその見解を示しています。尚、他のEU加盟国に所在する子会社の欠損金が控除可能かどうかという根本的な質問について裁判所はその見解を示していません。EU内恒久的施設で発生した欠損金は、これらの欠損金が「永久欠損金」である場合にはドイツ本店の国内課税標準から控除することが可能です。欠損金は、これが事実上(例えば国外恒久的施設の閉鎖、国外恒久的施設の法人への形態変更、または国外恒久的施設の有償あるいは無償による譲渡等)当該国で控除することができないことを納税者が証明する場合にのみ「永久欠損金」とみなされます。「永久欠損金」がある場合、これらは国外欠損金が発生した課税年度ではなく、これらが「永久欠損金」となった課税年度に本店の国内課税標準から控除することが可能です。

2. 連邦財政裁判所の判決

2010年11月9日付の判決の中で連邦財政裁判所は、他のEU加盟国に所在する子会社の欠損金の控除時期についてその見解を示しています。この判決において裁判所は、他のEU加盟国内の恒久的施設の欠損金の控除に関する先決例に即した見解を取っています。他のEU加盟国に所在する子会社の永久欠損金の控除がEU法の下で求められているとの前提で、連邦財政裁判所は、他のEU域内の恒久的施設で発生した欠損金の控除と同様、欠損金は、これが発生した課税年度よりむしろ永久欠損金となった課税年度に、控除されるべきとみなしています。当該係争事例においては、欠損金が発生した課税年度の損失の控除が争点となっていたことから、連邦財政裁判所は他のEU加盟国に所在する子会社の欠損金の控除が可能かどうかという根本的な質問について見解を示す必要はありませんでした。

V. 組織再編税法

組織再編税法に関する連邦財務省通達案の公表

(German Tax Quarterly 2/2011)

2006年にドイツ立法者は、特に、特定の組織再編について税務上タックスニュートラルに実施するための条件に関連して組織再編税法を抜本的に改正しました。2011年5月2日にドイツ税務当局は、組織再編税法の改正規定の当局による解釈を示す通達案を公表しています。

1. 背景

ドイツ組織再編税法は2006年に抜本的に改正され、ほとんどがドイツ組織再編法に基づく法的再編を対象としています。組織再編税法はまたEU合併指令をその対象範囲としており、適格EU出資者または企業間における再編措置の多くをも含んでいます。

2006年に行われた組織再編税法の抜本的な改正点は、特に、合併、分割及び資産の抛出(現物出資)をドイツ税務上(簿価承継により)タックスニュートラルに行うための条件に関連するものです。

原則的なアプローチとして、組織再編による資産承継は、譲渡人が簿価または(簿価と時価との間の)中間価値による譲渡を選択しない限り、時価で行われます。この選択は、適格EU/EEA居住者にのみ認められます。その他の適格要件のうち、簿価または中間価値の選択のためには、組織再編によってドイツの課税権が(例えば租税条約により)喪失されないことが必要とされます。これまでドイツ税務当局は、これらの規定の詳細にわたる適用に関する公式な見解を公表していませんでした。

2. ドイツ連邦財務省通達案

2011年5月2日にドイツ税務当局は、長く待ち望まれていた組織再編税法に関する通達案(以下「通達案」)を公表しました。177ページにわたる、クロスボーダー組織再編の事例を含む通達案は、組織再編税法の規定を税務当局がどのように解釈しているかを示しています。

通達案は、とりわけ、合併(アップストリーム、ダウンストリーム及びサイドストリーム)、分割(分社型分割、分割型分割)及び資産の抛出(現物出資)またはパートナーシップの合併といったタックスフリーの再編を明示的に取り扱っています。また、連結グループ(「オーガンシャフト」)間の合併についても通達案で取り上げられています。

重要な項目としては、例えば「税務上の独立事業単位」の定義に関連するものが挙げられます。原則として、他の条件のなかでも、承継資産が「税務上の独立事業単位」とみなされ、承継されない資産もまた別の「税務上の独立事業単位」に帰属している場合に、簿価による分割が可能です。通達案は、「税務上の独立事業単位」にとって重要な資産は承継資産に含まれねばならないとしています。したがって、資産が承継される事業単位及び承継されない事業単位の双方にとって重要である場合には問題が発生することがあります。

ドイツに子会社または恒久的施設を有する多国籍企業ならびにドイツに親会社を有する企業グループは、予定される組織再編の影響を、通達案の文言に照らして検討することが望ましいでしょう。2011年後半に公表が見込まれる通達の最終版には更なる修正が含まれるかもしれませんが、通達案はそれまでの間に税務当局のスタンスを知るための手がかりとなると考えられます。

VI. VAT

連邦財務省通達:見本市及び展示会に関連する役務の VAT 上の取り扱い

(EX Tax News 30/2001 – BMF Schreiben vom 14.04.2011)

(以下通達本文の翻訳になります)

EU 域内事業者に対する見本市工事役務の提供場所について、VAT 法第 3a 条第 2 項により役務の受益者の本店所在地または恒久的施設の所在場所のいずれかに統一した VAT 上の取り扱いが求められているが、以下この要請に対する当局の見解を述べることにする:

見本市及び展示会に関連する役務は、2011 年 1 月 1 日以降についても、役務の受益者が事業者または EU 域内取得課税を目的として VAT-ID 番号の交付を受けている事業者活動に従事しない法人である場合、必ずしも、法人税法第 3a 条第 2 項によって役務の受益者の本店所在地または恒久的施設の所在場所のいずれかで課税されるとは限らない。この受益者原則は他の課税地の決定に関わる規定の適用がない場合に限り、適用される。見本市工事役務(見本市ブースの設営)は、不動産関連役務に該当する。この見解は、連邦財政裁判所の判決によっても支持されており、この立場を変えることは現状では不可能である。

この売上取引について EU 加盟国間で異なる取り扱いがなされていることによる事業者の不満は理解される。尚、現在欧州司法裁判所が、ポーランド裁判所による先行判決の要請を受け、見本市及び展示会に関連する役務における役務の提供場所の問題について審理中であることに言及したい。本件については近日中に先行判決が見込まれる。全 EU 加盟国に適用される欧州司法裁判所の判決により、見本市及び展示会に関連する役務について統一的な取り扱いが採用されることになると思われる。

イタリア VAT-ID 番号: ドイツ事業者にとっての税務リスク

(eNewsletter Tax vom 1. September 2011)

イタリア財務省の通達により、VAT 目的でイタリアで税務登録された事業者は、新規登録を行うか現行の VAT 登録を確認せねばならないとされました。イタリアで税務登録している事業者のすべてがこの要請に応じたわけではないことから、イタリア税務当局に申請を行っていない事業者の VAT-ID 番号は無効とされました。イタリア税務当局が定めた申請期限が2011年2月末日に到来したことから、未申請の事業者は2011年3月以降、場合によっては有効なイタリア VAT-ID 番号を保有していないことになっています。

このことは特にイタリアを仕向地とする EU 域内供給を行うドイツ事業者にとって、受益者の有効な VAT-ID 番号が免税要件である帳簿上の証明の一部であることから、当該 EU 域内供給の免税取り扱いが否認されるという結果をもたらします。

(有効な)VAT-ID番号がない場合、EU域内供給の要件(特に仕向地における取得課税)が満たされていることが客観的証明に基づき確かである場合には免税が例外的に認められます。それ以外の場合にはドイツ事業者にVATの追加納付が発生します。EU域内三角取引においても取引に関与する事業者のVAT-ID番号の無効が他の事業者の側で問題となりえます。例えば、イタリアVAT-ID番号を有しないイタリア顧客に対してVAT法第3a条第2項でいうところの(B2B)役務の提供を行った場合、(顧客が事業者であると判断するに足る他の情報がない限り)原則的に顧客は非事業者とみなされ、ドイツ事業者はVAT債務を負うことになります。以上の背景から、イタリア顧客のVAT-ID番号については継続的に連邦中央税務局でその有効性を検証すべきでしょう。

輸出における帳簿上及び証憑上の証明

(EY Tax & Law Magazine 8/2011)

第三国への輸出及び他のEU加盟国へのEU域内供給はVAT法第4条第1号のaまたは第1号のbにより免税取引とされます。VAT適用規則第8条～17c条との関連におけるVAT法第6条第4項または第6a条第3項により、事業者は、免税要件が満たされたことを帳簿上及び証憑上証明せねばなりません。重要とされるのは、供給財貨が実際にドイツを離れたことの証明です。

税務調査は、特に証憑を精査の対象とし、これが厳格な要請を伴う結果、免税取引としての取り扱いを否認し供給を課税対象の国内取引とみなすことが少なくありません。例えば、税務調査はしばしば、CMR運送状(„Convention relative au contrat de transport international de marchandises par route”-国際貨物受取証)を証憑として保管した場合に受取人による財貨の国外での受領確認を要求します。

アドバイス: この限度を超えた形式主義に対して納税者は連邦財政裁判所の判決を根拠に対抗することができます。一方で、2009年5月12日付判決はCMR運送状の使用に際して財貨の受領確認は不要としています。他方、多数の判決の中で連邦財政裁判所は、たとえ証憑による証明がVAT適用規則の「べき」規定を順守しない場合であっても、財貨が他のEU加盟国または第三国に到着かどうかについて、その他の客観的な証明で足りるとしています。

EU域内供給: CMRの証憑要件の緩和

(EY Tax & Law Magazine 9/2011)

EU域内供給における証明義務は常に争点となっています。特に、財貨の輸送に関する証明について判例と税務当局の見解は相反する議論を戦わせています。

2009年5月12日付判決において連邦財政裁判所は、受取人が仕向地における財貨の受領を署名によって確認しない場合も、CMR運送状は不備のない輸送書類とみなされ輸送供給を免税取引とすることができるとしています。更に、連邦財政裁判所は、2009年1月6日付連邦財務省通達に示された、財貨の引き取り権限の証明としての書面による委任状の必要性を否定しています。

補足的に、連邦財政裁判所は2011年2月17日付判決の中で、運送人の委託者が必ずしも運送状に署名する必要はないとしています。この態度をもって連邦財政裁判所は税務当局の見解に反対しています。

但し、2011年5月4日付連邦財政裁判所判決によると、CRM運送状の必須構成要素は、当該仕向地の記載とされます。引渡しが予定されている場所の記載によってのみ、他のEU加盟国への輸送または発送を証憑上証明することが可能です。

連邦財政裁判所は、チェーン取引の場合にも具体的な仕向地が記載されねばならないかどうかという点については見解を示していません。取引関係を保護するため、こうした場合には仕向国の記載のみで足り得るかもしれません。連邦財政裁判所は、この点について現在上告中の事案において検討せねばなりません。

留意点: EU域内での供給を行う事業者にとっては、2011年2月17日付判決は喜ばしいニュースです。連邦財政裁判所はその判決の緩和化の方向を維持しており、輸送書類に対する要請を引き下げています。しかし一方で裁判所は、輸送書類に求められる法的な最低要件が順守されねばならないと示唆しています。以下の要件は引き続き書類に含まれねばなりません:

- ▶ 発行者の氏名及び住所ならびに発行日
- ▶ 事業者ならびに委託人が事業者でない場合委託人の氏名及び住所
- ▶ 輸送される物品の商業上一般的な名称
- ▶ 輸出または他のEU加盟国への輸送の場所及び日付
- ▶ 他のEU加盟国の受取人及び仕向地
- ▶ 書類への記載が、EU域内で検証可能な商業文書に基づいて行われた旨の発行者による保証
- ▶ 発行者の署名

連邦財政裁判所判決は、引き続き必要な必須記載事項の多さからも赦免状と理解すべきではありません。例えば発行者の署名がない場合、書類は輸送証明としては認められません。したがって、署名のない証明は機能しません。輸送書類上の運送人の委託者の署名が決定要因となるのではなく、発行者、すなわち運送人の署名が必要となることに留意が必要です。

証明は従来通り、EU域内供給の免税の判定において大きな役割を果たします。この点については欧州司法裁判所及び連邦財政裁判所の判決はなんら見解を変えていません。複雑な証明を行うことは最も大きなリスクの一つであり、EU域内財貨の移動における最大の障害となっています。

“代替国”におけるEU域内取得VATの前段階VAT控除

(EY Tax & Law Magazine 9/2011)

EU域内における事業者間の財貨の供給は原則的に財貨が最終的に到着する加盟国(仕向国)において取得課税の対象となります。財貨を受領する事業者が(仕向国でない)他の加盟国のVAT-ID番号を使用する場合、先ず、当該VAT-ID番号を付与した加盟国(“代替国”)において課税が行われます。事業者が、財貨が仕向国で課税されたことを証明するまでの間、“代替国”における課税(代替課税)は有効です。この代替課税は、EU域内取得がまったく課税されない状況を回避することを目的としています。

2010年9月1日付及び2010年9月8日付判決において連邦財政裁判所は、代替国におけるEU域内取得に関わるVATの前段階VAT控除を否認しました。税務当局はこの判決を2011年7月7日付連邦財務省通達に採用し、VAT適用通達の当該条項を修正しています。

留意点: 連邦財政裁判所、税務当局の双方がめずらしく見解の一致を見ており、ドイツ税法の文言に反して代替課税のケースにおいて前段階VAT控除を排除しています。事業者は、仕向国のみで課税を行うためには、仕向国における取得課税を証明せねばなりません。2011年12月31日までに行われた売上取引については、連邦財務省通達は証明要件を緩和しており、事業者がEU域内取得課税が仕向国で行われたことが信用に足ることを示すだけでよいとしています。

実務上不明な点は、“証明する”と“信用に足ることを示す”の定義の区分です。ここでの見解によると“信用に足ることを示す”とは、(例えば取引のもっともらしい手順が記述され、個別事例において更にVAT-ID番号が提示されといったように)仕向国での事後的な取得課税が実際の手順に基づき行われたことと理解されます。“証明する”とは、例えば当該取引が含まれたVAT申告書コピーの提出等による該当書類を以っての裏付けを意味します。

VII. 個人所得税/賃金税

連邦財政裁判所判決: 通常の勤務地に関する判例

(eNewsletter Tax vom 25. August 2011)

連邦財政裁判所は、特に税務上の出張旅費規定の適用にとって重要な意味を持つ「通常の勤務地」の定義に関する判例に方向転換をみせています。特に、被雇用者が継続して、かつ、再三にわたって雇用者の各地の事業所で勤務する場合に通常の勤務地の問題がでてきます。これまで連邦財政裁判所は、こうした事例において、複数箇所の通常の勤務地が並行して存在することを肯定していました。連邦財政裁判所はこの見解を放棄しています。連邦財政裁判所の新たな見解によると、被雇用者は、あるとすれば、一箇所の通常の勤務地のみを有することができるかとされます。従って、被雇用者がある勤務場所を時間をあけて再三にわたって訪れるという状況だけでは、通常の勤務地としては十分ではありません。継続して遂行される職業上の活動の地理的中心としての通常の勤務地には、その他の勤務場所に比較してより中心的な意味が求められます。例えばスーパーマーケットチェーンの複数の店舗を担当する地域マネージャーのように、いずれの勤務場所も中心的な意味を有しない場合、通常の勤務地の不在により純粋な外部勤務が行われえます。外勤勤務者の純粋な外部勤務は、外勤勤務者が、定期的に、ただし管理目的のみで、雇用者の事業所を訪問する場合もありえます。

現在税務上の旅費規定の改訂作業を行っている税務当局が、連邦財政裁判所による新たな原則にどのように対応するか待たれるところです。いつ及びどこに通常の勤務地があるかという問題は、旅費規定の適用に加えて、カンパニーカーの私的利用におけるFRINGE BENEFITの計算にも影響します。1%ルール適用によるFRINGE BENEFITの一括計算の合憲性については現在ニーダーザクセン州の租税裁判所で審理中です。

VIII. 連帯付加税

連帯付加税の合憲性

(EY Tax & Law Magazine 9/2011)

連帯付加税の廃止は近い将来には見込めなくなっています。2011年7月21日付判決において連邦財政裁判所は、2005年から2007年までの所得税及び法人税に関わる連帯付加税の賦課の取り消しを求める原告の申請を却下しています。裁判官は、連帯付加税は合憲であり、ドイツ再統一に伴う連邦の特別な財政負担をまかなうことを目的としているという見解を示しています。以下主な根拠についてその概要をまとめています。

- ▶ 連帯付加税は税収(の体系)を空洞化するものではなく、その税収高123億ユーロ(2007年)は、連邦及び連邦各州に配分される所得税及び法人税収入に対して妥当な比率である。
- ▶ 連帯付加税の賦課に期間的制限を設ける必要はない。また、財源を運用すべき課題を正確に指定すること、または税収を具体的目的に紐付けすることも必要ではない。
- ▶ 連帯付加税は、いずれにしても2007年までは、単純に13年が経過しているというだけでは違憲とはならない。

留意点: 連邦財政裁判所はその判決理由において、連帯付加税は、ドイツ統一の費用がカバーされ、連帯付加税が恒常的な財源不足に充当される場合に初めて違憲であると述べています。連邦財政裁判所が連帯付加税との関連において、連邦が連帯パッケージIIにより2019年まで(段階的な引き下げを伴いつつ)ドイツ統一に伴う費用を負担すると教示していることで、2008年以降の連帯付加税の違憲性を期待する納税者の望みが薄れています。

連邦憲法裁判所もまた、その2010年9月8日付判決のなかで、連帯付加税に対する憲法上の疑義はないとしています。

2009年12月以降に交付された2005年課税年度以降の査定書に含まれる留保の但し書きを税務当局が取り下げるかどうか待たれます。原告は既に、連邦財政裁判所判決に対して憲法裁判所へ違憲の訴えを行う旨宣言しています。

IX. 税務会計

大規模事業者に対する税務調査に関わる引当金

(eNewsletter Tax vom 18. August 2011)

将来の税務調査に際しての納税者の協力義務に関する費用については、十分な具体性がある場合には原則的に引当金を計上することが可能です。税務当局の見解によるとそのような具体性は、税務調査通知書が交付されて初めて生じます。バーデン・ヴュルテンブルク州租税裁判所の見解に寄れば、大規模事業者の場合、将来の税務調査に関わる費用の引当金計上は必ずしも税務調査通知書の交付を必要としないとされます。これは、大規模事業者の場合税務調査通知書がなくとも、予定される及び実際に一定間隔で実施される調査に基づき次回の調査がほぼ確実だからです。引当金の対象となるのは調査官について

発生する物的費用ならびに調査期間中調査官に対応する担当者の人件費及び物的費用です。この租税裁判所判決に対しては、連邦財政裁判所で上告の訴えがなされています

X. 不動産取得税

ノルトライン・ヴェストファーレン州が不動産取得税率を 5%に引き上げ

(eNewsletter Tax vom 28. Juli 2011)

ラインラント・プファルツ州及びバーデン・ヴュルテンブルク州は不動産取得税率を 3.5%から 5%に引き上げることを予定していますが、ノルトライン・ヴェストファーレン州もこれにならない不動産取得税率を 5%に引き上げます。これに関連する法案は 2011 年 7 月 20 日に州議会で可決されました。同法が施行される 2011 年 10 月 1 日以降ノルトライン・ヴェストファーレン州で行われる不動産取引については 5%の不動産取得税が課されます。

XI. 租税条約

OECD モデル租税条約第 15 条 - 183 日ルールにおける日数計算の方法

(EY Human Capital Newsletter August/September 2011)

OECDはモデル租税条約コメンタールにおいて183日ルールにおける日数計算の方法を変更しています。改正コメンタールは、被雇用者が勤務場所に居住している日については183日の計算に含められないとしています。既に2010年12月には連邦財務省は、2006年9月14日付連邦財務省通達の改訂が予定されていることを認めていました。今回当局筋がErnst & Youngに対して認めたところによりますと、2011年4月にOECDモデル租税条約第15条に関する新連邦財務省通達の草案が作成されています。この草案は現在連邦財務省内の担当作業グループにあって、各州との共同作業による内部推敲の後、連邦と各州との間で意見調整が行われます。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ
Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

井上 雄喜
Phone +49 211 9352 28602
Fax +49 211 9352 18026
yuki.inoue@de.ey.com

松本 美紀
Phone +49 211 9352 10535
Fax +49 211 9352 10692
miki.matsumoto@de.ey.com

フランクフルト
Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

高橋 存根
Phone +49 6196 996 27437
Fax +49 6196 996 27295
zonne.takahashi@de.ey.com

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
akinobu.sado@de.ey.com

小川 浩徳
Phone +49 6196 996 16712
Fax +49 6196 996 27295
hironori.ogawa@de.ey.com

中尾 弘太郎
Phone +49 6196 996 19057
Fax +49 181 3943 11665
kotaro.nakao@de.ey.com

ミュンヘン
Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 89 14331 22188
Fax +49 181 3943 22188
akinobu.sado@de.ey.com

ハンブルク
Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト
Mittlerer Pfad 13
70499 Stuttgart
Germany

佐渡 昭伸
Phone +49 6196 996 15735
Fax +49 6196 996 27295
akinobu.sado@de.ey.com

Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit
www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2011
Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0411

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only.

It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action